

日 薬 情 発 第 25 号
令 和 6 年 4 月 23 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 川 上 純 一

医療事故情報収集等事業「医療安全情報No. 209」の提供について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記につきまして、日本医療機能評価機構より別添のとおり通知がありました
のでお知らせいたします。

本情報を含め、報告書、年報等も同機構より公表されております（以下）。
つきましては、貴会会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

○日本医療機能評価機構 > 医療事故情報収集等事業 > 医療安全情報

<https://www.med-safe.jp/contents/info/index.html>

医療安全情報No. 209

https://www.med-safe.jp/pdf/med-safe_209.pdf



事故防止 7 号
2024年4月15日

関係団体 殿

公益財団法人 日本医療機能評価機構
医療事故情報収集等事業
執行理事 後 信
(公印省略)

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 209」の提供について

平素より本事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、4月15日に「医療安全情報 No. 209」を本事業参加登録医療機関並びに本事業参加登録医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、本事業のホームページ (<https://www.med-safe.jp/>) にも掲載いたしておりますので、医療事故の発生予防、再発防止のために、貴団体の取り組みにおいてご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

中心静脈から投与すべき輸液の 末梢静脈からの投与

中心静脈から投与すべき高カロリー輸液や高濃度糖液などを、末梢静脈から投与した事例が報告されています。

2020年1月1日～2024年2月29日に8件の事例が報告されています。この情報は、[第52回報告書「事例紹介」](#)で取り上げた内容をもとに作成しました。

報告された事例の概要

中心静脈から投与する指示があった輸液を、末梢静脈から投与した。

中心静脈カテーテルを抜去後、投与していた輸液を末梢静脈から投与するよう指示した。

末梢静脈から投与する輸液のオーダーを間違え、中心静脈から投与すべき輸液を処方した。

主な背景

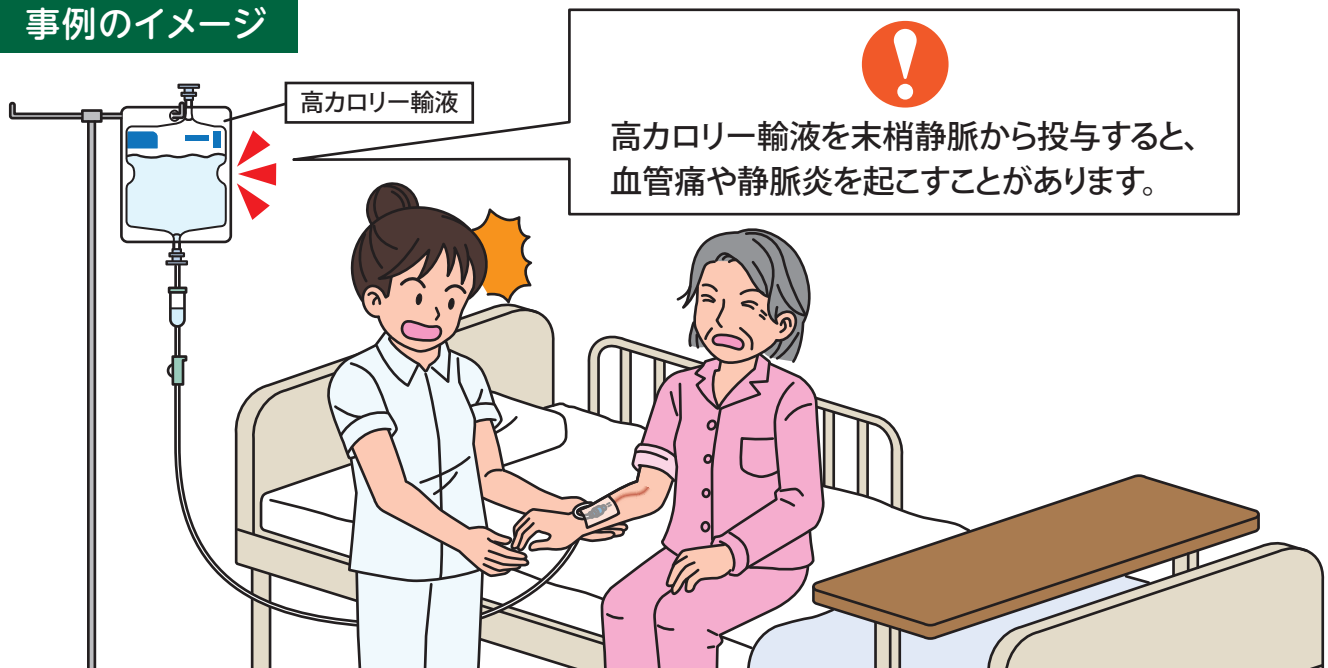
・看護師は、投与経路の指示を見落とした。

・中心静脈カテーテルを挿入している患者が少ない病棟で、医師と看護師の知識が不足していた。

・医師は中心静脈カテーテルを挿入していた時の指示をコピーしてオーダーした。

・看護師は、指示内容に疑問を持たなかった。

事例のイメージ



中心静脈から投与すべき輸液の末梢静脈からの投与**事例1**

患者は、PICC(末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテル)から降圧剤が持続静注され、末梢静脈から輸液が投与されていた。医師は、PICCから高カロリー輸液を投与する指示を出した。日勤の看護師Aは、投与経路を確認せず、末梢静脈から投与していた輸液を高カロリー輸液に変更して開始した。その後、夜勤の看護師Bが末梢静脈から高カロリー輸液が投与されていることに気付いた。

事例2

患者の中心静脈カテーテルの刺入部に感染兆候があり、医師はカテーテルを抜去後、高カロリー輸液を末梢静脈から投与するよう指示した。看護師は指示通り、末梢静脈から高カロリー輸液の投与を開始した。その後、末梢静脈の血管痛と刺入部の腫脹を認め、投与を中止した。中心静脈カテーテルを挿入している患者が少ない病棟で、医師・看護師の知識不足があった。

事例が発生した医療機関の取り組み**●高カロリー輸液など中心静脈から投与すべき輸液は、末梢静脈からは投与できないことを医療機関内で周知する。**

上記は一例です。自施設に合った取り組みを検討してください。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構の「PMDA医療安全情報 No.67 2024年1月 高カロリー輸液の投与経路に関する注意について」に中心静脈から投与すべき輸液の一覧が掲載されています。

<https://www.pmda.go.jp/files/000266169.pdf>

取り組みのポイント

- 中心静脈は太く血流が多いため、高カロリー輸液や高濃度糖液はすぐに希釈されるが、末梢静脈は血流が少ないためすぐに希釈されず、血管痛や静脈炎などを起こす危険性があることも併せて周知しましょう。

(総合評価部会)

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業(厚生労働省補助事業)において収集された事例をもとに、本事業の一環として総合評価部会の専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。本事業の趣旨等の詳細については、本事業ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。

<https://www.med-safe.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル
電話：03-5217-0252(直通) FAX：03-5217-0253(直通)
<https://www.med-safe.jp/>